

土木資材価格市況調査業務委託
仕様書

令和7年度
秋田市建設部

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、秋田市建設部が実施する土木資材価格市況調査（以下「本業務」という。）の業務委託に適用する。

(通則)

第 2 条 本業務の遂行にあたっては、本仕様書によるものとする。

(業務上の疑義)

第 3 条 受託者は、本業務の実施にあたり業務内容に疑義を生じた場合は速やかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。

(守秘義務)

第 4 条 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項を委託者の許可なく公表または他に引用してはならない。

(調査職員)

第 5 条 委託者は、本業務について、事務を処理する調査職員を定め、受託者に通知するものとする。

(管理技術者)

第 6 条 受託者は、本業務の遂行上の管理を行う管理技術者を定め、委託者に通知しなければならない。

2 管理技術者は、調査職員の指示に従い、業務に関する一切の事項を処理するものとする。

(業務上の打ち合わせ)

第 7 条 本業務の打ち合わせにあたっては、電話および電子メールで協議を行うものとする。また、直接打ち合わせが必要な際には、委託者に理由を報告し行うものとする。

(提出書類)

第 8 条 受託者は、次に掲げる書類を、委託者に提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者通知書
- (3) 管理技術者経歴書
- (4) 業務計画書
- (5) 業務完了報告書
- (6) 業務成果品納入書

2 前項の提出書類は郵便などにて提出するものとする。

第2章 業務内容等

(目的)

第9条 本業務は、秋田市建設部が実施する令和8年度工事の積算に用いる資材価格の実態を調査し、工事の設計積算に活用することを目的とする。

(調査品目)

第10条 調査品目は、別紙（資材一覧表）の資材について行うこととするが、調査途中で仕様等が変更となる場合は、協議のうえ決定するものとする。

(調査事項)

第11条 全資材とも特に記載のない限り秋田県秋田市内着の実勢価格を調査し、原則として消費税相当分を含まない価格で報告すること。

2 調査にあたっては、調査地区において、調査品目販売実績のあるものを明確化し適法かつ適正な状態での取引におけるものを対象とする（生産がないあるいは在庫品だが全く販売実績がないものについてはその旨を回答した上で注意書きなどで徹底すること）。また、調査品目のうち資材価格を決定できないものがあつた場合は、その理由を調査職員が指示する方法により報告すること。

(価格の決定)

第12条 調査段階における最も一般的な価格を基本とするが、データにはばらつきがある資材等に関しては、平均値や資材等の需給および市況動向等の情報を踏まえ総合的な判断に基づき決定するものとする。

第3章 成果品等

(成果品)

第13条 受託者は、成果品の提出に際し、成果品一覧表を添付するものとする。

2 成果品は、委託者の所有とし、調査職員の承諾を受けないで使用したり、他人に公表、貸与等をしてはならない。

3 本契約に基づく成果品については、委託者の組織内において自由に使用、複製、配布又は改変することができるものとし、積算システムにおける使用においても同様とする。

(手直し)

第14条 受託者は、業務完了後に、自己の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足もしくはその他の処置を行わなければならない。

(成果品の提出先)

第15条 成果品の提出先は、秋田市建設部道路維持課とする。

(成果品の提出期限)

第16条 成果品の提出期限は、令和8年3月24日(火)とする。